

歯科基本健康診査実施方法の変更について

1 経緯

区が実施する歯科基本健康診査は、健康増進法における歯周疾患検診として国の「歯周病検診マニュアル」に基づき実施している。国は、健診データを用いた地域分析、地域間比較等が可能になるよう、質問項目や口腔内診査項目の標準化等を進める観点からマニュアルを改訂し、令和8年度より実施することを示した。

マニュアル改訂にあわせて区の歯科基本健康診査の受診票（歯科健康診査票）の記載項目を見直すとともに、受診率の向上に向け、健診の実施方法について変更する。

2 主な変更内容

（1）受診票（歯科健康診査票）

効果的な歯科保健指導の実施や定期的な受診勧奨につなげるため、歯みがき習慣や歯科健診受診歴、歯周病の状況などの質問項目の追加・変更とともに、歯列咬合、口腔粘膜などの所見の記載の明確化、判定基準の一部変更などを行う。

また、受診票の様式をA4版からA3版に変更するとともに、医療機関にあらかじめ配置する方法に変更する。

（2）実施方法

対象年齢 ① 30歳、35歳、40歳から55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳
② 20歳

	現行	変更後
受診期間	① 4~9月生まれ:4月1日~9月30日 10~3月生まれ:9月1日~3月31日 ② 10月1日~3月31日	① ② 6月1日~3月31日
受診案内	① 受診票（歯科健康診査票）を送付 ② 受診券を送付	① 受診券を送付 ② 受診券を送付（変更なし）
受診方法	① 受診票（歯科健康診査票）を医療機関に提出して受診 ② 受診券を医療機関に提出して受診	① 受診券を医療機関に提出して受診 ② 受診券を医療機関に提出して受診（変更なし）

3 今後の予定

令和8年4月 区民向け周知、歯科医療機関向け説明会

6月 令和8年度歯科基本健康診査の実施